

税の申告はお早めに

申告期間 2月16日(金)～3月15日(木)

※土・日曜日を除く。

2月16日(金)から、所得税の確定申告と町・県民税の申告が始まります。確定申告書や町・県民税申告書などを提出する際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。あらかじめ必要な書類を準備して、早めに申告しましょう。

【桜井税務署 ☎42・3501 / 町税務課課税第一係 ☎34・2112】

所得税の確定申告

自営業の人はもちろん、会社員の人も給与以外の所得がある場合は、申告をしなければなりません。

期間内に申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めることになるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければなりません。

正しく早めに申告しましょう。

確定申告の必要な人

- ▼1年間の給与の収入金額が2千万円を超える人
- ▼給与を1カ所から受けている人で、給与や退職所得以外の「所得の合計額」が20万円を超える人

- ▼2カ所以上から給与の支払いを受けている人で、年末調整を受けた主な給与以外の給与の収入金額と給与や退職所得以外の「所得の合計額」との合計額が20万円を超える人

- ▼営業、農業、報酬、不動産、年金譲渡などの所得のある人で、税法により納税が必要な人

所得税の還付が受けられる人

- ▼次の条件などに該当する人は、確定申告をすることで、源泉徴収された税金が戻ることがあります。
 - ▼住宅借入金等特別控除及び各種控除などの適用を受ける人
 - ▼年末調整を受けていない人
- ※還付を受けるために確定申告をする場合は、給与や退職所得以外の

年金受給者の事前の 所得税確定申告の相談・受付

年金受給者の所得税申告は、次のとおり、事前に相談し、確定申告書を提出することができます。

期間

2月6日(火)・7日(水)
午前9時30分～午後3時30分
(相談受付締切は午後3時)

場所

町民ホール(町役場西側)

※税務署からの案内ハガキの送付はありません。

※時間帯によっては、待ち時間が長くなることがあります。また、混雑などにより受付を早めに終了することがあります。

申告に必要なもの

所得の合計が20万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。

- ・印鑑 ・ 個人番号確認書類(通知カードなど) ・ 源泉徴収票(原本)
- ・ 本人確認書類(運転免許証など)
- ▼生命保険料控除を受ける場合
 - ・ 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除証明書
- ▼国民年金保険料・国民年金基金掛金について社会保険料控除を受ける場合
 - ・ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ▼地震保険料控除を受ける場合
 - ・ 地震保険料の控除証明書(長期損害保険料の控除証明書も含む)
- ▼医療費控除を受ける場合
 - ・ 医療費控除の明細書
 - ・ 医療費通知(原本)など

町・県民税の申告

- ▼寄附金控除を受ける場合
 - ・ 寄附先から発行された受領証など
- ▼住宅借入金等特別控除を受ける場合
 - ・ 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
 - ・ 家屋などの登記事項証明書
- ・ 請負または売買契約書の写し
- ・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など
- ▼還付がある場合
 - ・ 還付金の受取口座(本人名義)番号が分かるもの

申告する場所
本紙折込チラシをご覧ください。

平成30年1月1日現在、田原本町に住んでいる人は、平成29年中の所得状況について申告をしていただく必要があります。

ただし、所得税の確定申告をする

- 行政情報
- 暮らし・環境
- 保険・年金
- 健康・福祉
- 子育て・教育
- 催し・講座
- 就職・募集
- お知らせ

マイナンバーカード 受付時間の延長と休日開庁

通知カードの受け取り、マイナンバーカードの交付・申請のため、受付時間の延長と休日開庁を実施します。
※上記以外の業務は行っていませんので、ご了承ください。

受付時間の延長

2月7日(水)・21日(水) 午後7時まで

(マイナンバーカード交付の受付は午後6時30分まで)

休日開庁

2月11日(日) 午前10時～午後4時

※受け取り方法など詳しくは、マイナンバーカードの交付準備が整い次第送付している交付通知書（ハガキ）または町ホームページをご覧ください。

マイナンバーカードの申請をお願いします

マイナンバーカードがあれば、全国のコンビニで住民票の写しと印鑑登録証明書が取得できます。

☎ 住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34-2087

人や、給与所得または公的年金などの所得のみの人で勤務先などから町へ給与支払報告書または公的年金等支払報告書が提出されている人は、その必要はありません。
医療費控除や生命保険料控除などの適用を受ける場合は、申告が必要となる場合があります。
申告書は、申告が必要であると思われる人に1月下旬に郵送していただきます。届いてない場合は、税務課にご連絡ください。

所得がなくても申告を

所得がなかったなどの理由により申告をされなかった場合、非課税証

明書などの税務証明を交付できないことがあります。

また、国民健康保険税などの算出の資料にも利用しますので、平成29年中に所得がなかった場合でも、町・県民税の申告をお勧めします。

申告に必要なもの

- ・申告書
- ・印鑑
- ・個人番号確認書類（通知カードなど）
- ・本人確認書類（運転免許証など）
- ・確定申告に必要なものと同様の書類

申告する場所

町役場税務課窓口
※申告受付は町役場税務課窓口のみです。ご注意ください。

2月の納付（普通徴収分）

納期限 **2月28日(水)**

- 種類
- 固定資産税（第4期分）
 - 国民健康保険税（第8期分）
 - 介護保険料（第8期分）
 - 後期高齢者医療保険料（第8期分）
 - 更正などによりさかのぼって賦課された税及び保険料の上記納期限分

安全で便利な口座振替（自動払込）制度

この制度を利用すると、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて納付されます。納め忘れがなく、現金を持ち歩く必要もないため、安全で便利です。

利用手続きは、納期限の1カ月前までに行ってください。

※口座振替（自動払込）制度による納付の場合は、領収書は発行していません。引き落としの確認は、通帳の記帳によりお願いします。なお、車検のある軽自動車税については、「継続検査用証明書」を送付します。

☎ 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

単車などの廃車・名義変更届を

4月1日現在の所有者に課税

軽自動車税は、毎年4月1日現在で、単車や軽自動車などを所有している人に課税されます。そのため、これらの車両を譲渡または廃車した場合は、下表の機関へ届出をしてください。



4月1日までに届出がない場合は、平成30年度分の軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

各車種の手続き場所

車種	手続き場所・電話番号
単車など(125cc以下)	町税務課課税第一係 ☎ 34-2112
軽二輪車(250cc以下)	奈良県軽自動車協会 ☎ 0743-58-3700
二輪小型自動車(250cc超)	近畿運輸局奈良運輸支局 ☎ 050-5540-2063
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会奈良事務所 ☎ 050-3816-1845

☎ 税務課課税第一係 ☎ 34-2112

町内・町外問わず、どなたでも応募できます タクシーで町内の観光スポットを 巡りませんか

町観光協会・町地域公共交通活性化協議会

乗合のタクシーで町内の観光地を巡る「観光乗合タクシー」を運行します。タクシーには観光ボランティアガイドが同乗し、見どころを解説します。今年5コースを用意しました。1人からでも応募できます。新しい発見に出会えるかもしれません。ぜひ町内の観光地巡りにご応募ください。

期間 **2月18日(日)**、**3月10日(土)～18日(日)**

コース(各コース2～3時間程度)

※コース①は、2月18日のみです。
2便(2台)運行。

① 伝統行事(御田植祭)に触れる

2月18日(日)には、五穀豊穰を祈る祭事、御田植祭が鏡作神社、池神社で行われます。鏡作神社では、戦後復活した御田植祭、



▲鏡作神社の御田植祭

豊年祭が60年続いています。鏡作神社から池神社へ、そして、伝統行事の1つ今里・鍵の蛇巻きの地を巡るコースです。
● 観光ステーション↓鏡作神社↓池神社↓蛇巻き(今里・鍵) ↓観光ステーション

② 田原本の信仰を巡る

町内には、信仰によって支えられてきたものが多く残っており、現在では国・



▲宮古の薬師如来坐像

県・町により指定文化財になっているものもあります。今回は予約が必要な仏像などを拝観して巡ります。
● 観光ステーション↓宮古薬師堂↓浄福寺↓千萬院↓安養寺↓観光ステーション

③ 能楽発祥の地を巡る

町内には、能楽にゆかりの地が

たくさんあります。

世阿弥が修行した補巖寺、能楽の基「猿楽」ゆかりの秦楽寺、能楽に係る地名が残る「杜屋郷」一帯や十六面を巡るコースです。



▲補巖寺

● 観光ステーション↓十六面↓秦楽寺↓補巖寺↓村屋神社(杜屋郷) ↓大木↓観光ステーション

④ オープン前の史跡公園で楼閣に登り、古墳を巡る

4月オープンを前に楼閣に登り、唐古・鍵遺跡史跡公園の全貌を見学します。また、遺構展示情報館の見学もします。弥生時代の大集落である唐古・鍵遺跡と、



▲唐古・鍵遺跡史跡公園

町内には珍しい墳丘が残る古墳時代の古墳を巡るコースです。また、勾玉作りの体験もしていたけます。

● 観光ステーション↓唐古・鍵遺跡史跡公園↓笹鉾山古墳↓黒田大塚古墳↓観光ステーション

※コース④は、3月17日・18日に限ります。両日とも2便(2台)運行。

⑤ 記紀ゆかりの神社を巡る

古事記や日本書紀にも登場する町内の式内大社を巡ります。古事記を編纂した太安万侶ゆかりの多神社では隣接する資料館を観覧します。



▲多神社

● 観光ステーション↓多神社↓村屋神社↓池神社↓鏡作神社↓観光ステーション

集合時間・場所 午後1時(コース

①、④は0時45分にスタート)・観光ステーション「磯城の里」

定員 1日1便(1台) 3人まで

※2月18日、3月10日・11日・17日・18日は1日2便(2台)

※定員になり次第締め切り。

※コースの内容は変更になることがあります。

料金 1人1000円

※コース④は別途勾玉代300円が必要になります。

利用申込 2月15日(木)～28日(水)に電話かメールで氏名・住所・電話番号・年齢・希望日・コースを申込先へ。

問・申込先 観光ステーション「磯城の里」 ☎ 33・4560

✉ shikinosato@arion.ocn.ne.jp

※火曜日は休館



今やろう！ 防災アクション Vol.8

☎ 防災課安全防災係 ☎ 34-2059

「住民参加型ハザードマップ」事業を始めます

地域に降った雨は、側溝や水路、小河川を經由して、大きな川へ流れ込みます。しかし、豪雨の際には水路の排水能力を超えたり、合流先の河川の水位が上昇して流れなくなり水が水路からあふれてしまいます。このように、雨が河川にたどり着く前にあふれる状態を「内水氾濫」と言います。平成29年10月22日の台風21号は田原本町にも「内水による浸水被害」をもたらしました。

町では今後、「住民参加型ハザードマップ」事業を進めていきます。住民の皆さんに町歩きを通じて家一軒一軒が識別できる尺度で、ここは危険、ここは安全といった気付きをマップにすることによって、家族や地域コミュニティで防災行動を考えるための地図として利用いただけると考えています。

田原本駅周辺店舗でのイベント

まちなか塾

町地域公共交通活性化協議会
(事務局＝観光・まちづくり推進課内) ☎ 34-2085

開催日	3月10日(土)	3月21日(祝)
開催場所	カツラギ種苗	サロン・ド・ナヴィール
集合時間	午前9時50分	午前9時50分
内容	ハーバリウム(ボトルに入った植物)の作成をします。 ※持ち物不要	お子さんやご自身の髪の毛のアレンジに悩んでおられる人、プロがコツを教えます。
定員	10人(先着順)	8人(先着順)
参加費	1人800円	無料

申込方法 2月13日(火)午前8時30分から電話またはFAXで、①氏名、②住所、③日中連絡のつく連絡先、④どちらのイベントに参加かを記入し申込先へ。
※定員になった場合は、町ホームページでお知らせします。

☎・申込先 町地域公共交通活性化協議会(事務局＝観光・まちづくり推進課内) ☎ 34-2085 / FAX 32-2977

広く行政情報を公開

入札結果を公表します

総務課契約検査係 ☎ 34-2108

広く行政情報を公開し、事務事業の執行の透明性を確保する一環として、工事などの入札結果をお知らせします。

■物品製造等 (単位：円/消費税及び地方消費税込み)

落札日	担当課	件名等	場所	落札業者	予定価格	落札金額	業者数
12月11日	総務課・生涯教育課	公衆無線LAN環境整備業務	田原本町890番地の1外1	西日本電信電話(株)奈良支店	3,585,600	2,127,600	8
12月11日	教育総務課	特殊建築物定期調査業務	大木1番地の1他地内	(有)三都設計	1,313,280	1,274,400	5
12月11日	環境管理課	田原本町浄化センター沈殿槽汚泥掻寄機駆動部更新業務	浄化センター内	(株)晃成機設	2,647,080	2,462,400	5
12月11日	総合政策課	唐古・鍵遺跡史跡公園サイン製作設置委託業務	唐古・鍵地内	クロカワ工芸(株)	37,408,068	31,320,000	8

■建設工事 (単位：円/消費税及び地方消費税込み)

落札日	担当課	工事名	場所	落札業者	予定価格	落札金額	業者数
12月19日	農政土木課	西竹田雨水調整池護岸整備工事	西竹田地内	(株)キショウ	23,296,680	20,686,320	11
12月19日	農政土木課	富本松本線道路改良工事	松本他地内	中和ポンプ	13,078,800	11,567,880	18
12月19日	農政土木課	千代5号線他道路改良工事	千代地内	(株)アダチ住設	5,311,440	4,673,160	9
12月19日	農政土木課	矢部農道整備工事第3・4工区	矢部地内	竹田建設(有)	4,190,400	3,703,320	5

町の人事行政の運営状況を公表します

町の職員の給与その他の勤務条件などの状況について、町民の皆さんにより一層のご理解をいただくため、その概要をお知らせします。詳細は、町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

1 総括

(1)人件費の状況（平成28年度普通会計決算）

住民基本台帳人口(平成29年1月1日現在)	32,330人
歳出額(A)	11,843,100千円
実質収支	451,517千円
人件費(B)	1,875,818千円
人件費率(B/A)	15.8%
参考：平成27年度の人件費率	17.8%

(2)職員給与費の状況（平成28年度普通会計決算）

職員数(A)	233人	
給与費	給料	761,456千円
	職員手当	164,420千円
	期末・勤勉手当	300,577千円
	計(B)	1,226,453千円
1人当たり給与費(B/A)	5,264千円	

注①職員手当には退職手当を含みません。

注②職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

(3)給与制度の総合的見直しの実施状況について

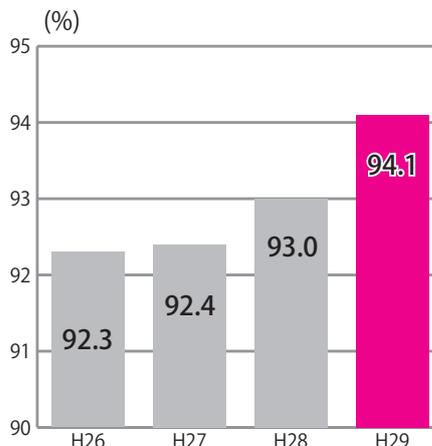
①給料表の見直し（各年度4月1日に実施）

年度	内容
平成28年度	新給料表へ切り替え。初任給及び若年層は1,500円程度、その他は400円程度の引き上げ改定。平均改定率は約0.2%。激変緩和のための現給保障は平成30年3月31日まで実施。
平成29年度	新給料表へ切り替え。初任給及び若年層は1,000円程度、その他は400円程度の引き上げ改定。平均改定率は約0.2%。激変緩和のための現給保障、55歳以上の管理職員の1.5%減額措置を平成30年3月31日で廃止。

②地域手当の見直し（平成29年4月1日から実施）

国基準3%に対し、町においては4%を支給。

(4)ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

■一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(国ベース)
町	41.4歳	282,615円	327,114円
国	43.6歳	331,816円	410,984円

■教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
町	36.8歳	303,970円	341,504円

■技能労務職

区分	公務員			民間		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
町	47.1歳	262,210円	289,434円	—	—	—
給食調理員	43.0歳	229,450円	246,428円	調理師	44.8歳	250,000円
用務員	55.0歳	235,367円	251,118円	用務員	55.2歳	199,900円
清掃員	44.1歳	279,638円	313,735円	廃棄物処理業	45.3歳	290,300円
国	50.4歳	287,447円	329,358円	—	—	—

*民間データは、賃金構造基本統計調査で公表されているデータを使用しています。（平成26～28年の3年平均）

*技能労務職の職種と民間の職種などの比較に当たり、年齢・業務内容・雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません。

注①「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

注②「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当などを除いたもの）で算出しています。



(2)職員の初任給の状況
(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分		町	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	140,400 円	—
	中学卒	—	—
教育職	大学卒	200,600 円	—
	短大卒	172,200 円	—

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額
(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
		10 年	20 年	25 年	30 年
一般行政職	大学卒	232,300 円	298,200 円	343,900 円	378,400 円
	高校卒	194,000 円	—	—	332,700 円
技能労務職	高校卒	—	—	265,000 円	—
	中学卒	—	—	—	279,000 円
教育職	大学卒	—	—	—	—
	短大卒	—	—	—	—

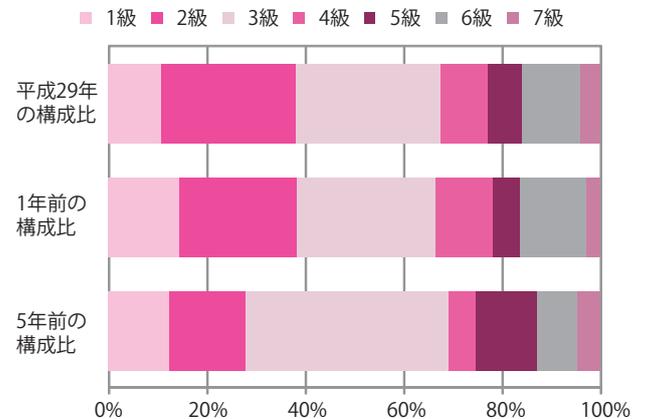
※人数が 3 人以下の欄は、個人情報保護のため表示していません。

3 一般行政職の級別職員数などの状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	23 人	10.8%
2 級	主事	58 人	27.2%
3 級	係長、主査、副主査	63 人	29.6%
4 級	課長補佐、係長	20 人	9.4%
5 級	課長補佐	15 人	7.0%
6 級	課長、局長、主幹	25 人	11.7%
7 級	部長、参事、次長	9 人	4.2%

注①町の給与条例に基づく給料表の級区分、かつ、地方公務員給与実態調査による一般行政職に該当する職員数です。

注②標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当 (平成 28 年度)

町		国	
1人当たり平均支給額 1,361 千円		1人当たり平均支給額 — 千円	
期末手当 2.60 月分 (1.45 月分)	勤勉手当 1.70 月分 (0.80 月分)	期末手当 2.60 月分 (1.45 月分)	勤勉手当 1.70 月分 (0.80 月分)
加算措置の状況		加算措置の状況	
職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5 ~ 15%		職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5 ~ 20% 管理職加算 10 ~ 25%	

注 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

参考：勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成 28 年度中における運用	町	国
	管理職、 一般職	特定管理職、 一般職
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用		
標準に加え、下位の成績率も適用		
標準の成績率のみ適用		
ロ 人事評価を実施していない		

(2)退職手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

	町		国	
	自己都合	勲奨・定年	自己都合	勲奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2 ~ 15%加算) 退職時特別昇給 なし		定年前早期退職特例措置 (2 ~ 45%加算)	

注平成28年度に退職した職員に支給された退職手当の1人当たり平均支給額は、15,310千円です。

(3)地域手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 28 年度決算)			41,767 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 28 年度決算)			179,256 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
町内全域	4%	233 人	3%

(4)特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	2,902千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	223,200円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）	5.6%
手当の種類（手当数）	2種類

(5)時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	41,313千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	177千円
支給実績（平成27年度決算）	35,117千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	149千円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
ごみ処理作業従事手当	環境管理課のごみ処理作業に従事する職員	ごみ処理作業	月額20,000円以内
感染症防疫作業従事手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫作業	日額1,000円以内

(6)その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容・支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成28年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成28年度決算）
扶養手当	配偶者	月額10,000円	同	-	21,956千円	213,168円
	その他親族	月額6,500円など				
住居手当	借家	月額27,000円（最高）	同	-	9,181千円	286,915円
通勤手当	片道2km以上に限る		同	-	14,126千円	82,125円
	交通機関利用	6ヵ月定期券価格				
	自動車など利用	片道距離に応じて 月額2,000～31,600円				
管理職手当	部長級	月額64,442円	異	国 46,300円 ～ 130,300円	31,246千円	512,224円
	次長級	月額57,775円				
	課長級	月額51,108円				
	主幹	月額45,739円				
	園長	月額43,810円				
	課長補佐級	月額40,370円				
主任教諭級	月額33,320円					
宿日直手当	日直手当	日額4,200円	同	-	1,025千円	勤務1日当たり4,200円

5 特別職の報酬などの状況（平成29年4月1日現在）

区分	給料・報酬 （月額）	期末手当	退職手当	
			（算定方式）	（支給時期）
町長	880,000円	（平成28年度支給割合）	給料月額 × 在職年数 × 520 / 100	任期ごとまたは在職期間ごと
副町長	750,000円	3.25月分	給料月額 × 在職年数 × 330 / 100	任期ごとまたは在職期間ごと
議長	380,000円	（平成28年度支給割合） 3.25月分	-	-
副議長	335,000円		-	-
議員	320,000円		-	-

6 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成29年	平成28年	
一般行政部門	議会	3人	3人	0人
	総務	62人	60人	2人
	税務	16人	19人	▲3人
	民生	30人	24人	6人
	衛生	26人	31人	▲5人
	労働	0人	0人	0人
	農林水産	6人	5人	1人
	商工	2人	2人	0人
	土木	20人	22人	▲2人
	小計	165人	166人	▲1人

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成29年	平成28年	
特別行政部門	教育	68人	70人	▲2人
	小計	68人	70人	▲2人
公営企業等 会計部門	水道	12人	14人	▲2人
	下水道	8人	7人	1人
	その他	12人	12人	0人
	小計	32人	33人	▲1人
合計		265人 〔331人〕	269人 〔331人〕	▲4人 〔0人〕

注① 職員数は一般職に属する人数です。

注② [] 内は、条例定数の合計です。



8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

① 職員の勤務条件、休憩時間の概要

職員の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 1 日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分です。別に 60 分の休憩時間があります。

② 特別休暇など

主な特別休暇などの種類は、次のとおりです。
 公民権行使や証人などに出席する場合の休暇／骨髄提供のための休暇／ボランティア休暇／結婚休暇／産前産後休暇／子の看護休暇／忌引き／夏季休暇／災害に伴う休暇／介護休暇／病気休暇など

9 職員の分限・懲戒処分の状況

(平成 28 年度)

① 分限処分

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。
 心身の故障により休職処分とした者 = 11 人

② 懲戒処分

「懲戒処分」とは、公務員関係の秩序を維持するための道義的責任を追究して行う処分です。
 公務員としてふさわしくない非行により懲戒処分とした者 = 3 人

10 職員の服務状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

服務に関する基本原則は、次のとおりです。
 職務専念義務／信用失墜行為の禁止／営利企業等の従事制限／争議行為等の禁止／守秘義務／政治的行為の制限

11 職員の研修状況

職員に高度な専門知識、技術などを習得させるため職員を研修機関などへ派遣しています。

12 職員の福祉・利益の保護の状況

- ① 町の常勤職員は奈良県市町村職員共済組合に加入し、当該組合の規定による短期給付（保健・休業・災害・附加）と長期給付（年金）を受けることができます。なお、幼稚園教諭・給食調理員・学校用務員など一部職員は、公立学校共済組合に加入しています。
- ② 職員が公務による災害で病気になるたり死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償があります。
- ③ 職員の健康診断については、労働安全衛生法により、年 1 回実施するとともに、町の産業医などの指導により職員の健康に配慮しています。

13 公平委員会への措置要求・不服申立

職員は、勤務条件その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に措置要求または不服申立てを行うことができます。
 平成 28 年度は、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況（平成 28 年度決算）

総費用（A）	793,513 千円
純損益または実質収支	35,372 千円
職員給与費（B）	84,018 千円
総費用に占める職員給与費比率（B/A）	10.6%
参考：平成 27 年度の総費用に占める職員給与費比率	10.3%

職員数（A）		14 人
給与費	給料	51,260 千円
	職員手当	11,352 千円
	期末・勤勉手当	21,406 千円
	計（B）	84,018 千円
1 人当たり給与費（B/A）		6,001 千円

注 ① 職員手当には退職給与金を含みません。
 注 ② 職員数は、平成 29 年 3 月 31 日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給、平均月収額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
町	42.8 歳	308,310 円	503,213 円

注 平均月収額には、期末・勤勉手当などを含みます。

③ 職員手当の状況（平成 28 年度）

ア 期末手当・勤勉手当

1 人当たり平均支給額（平成 28 年度）…1,567 千円

イ 退職手当・扶養手当・住居手当・通勤手当・管理職手当

一般行政職と同じです。

ロ 地域手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 28 年度決算）			2,824 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 28 年度決算）			202 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
町内全域	4%	14 人	4%

ハ 時間外勤務手当

支給実績（平成 28 年度決算）		1,258 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 28 年度決算）		90 千円
支給実績（平成 27 年度決算）		1,074 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）		119 千円